

## 令和6年度社会福祉法人北上市社会福祉協議会事業計画

### I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行された中で、制度や分野の関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画しつながら地域共生社会の実現に向け、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあう取組みを継続して推進することが求められています。

地域共生社会の実現は、当協議会の地域福祉活動計画の将来像「支え合い 誰もが安心して 健やかに暮らせる 地域社会」に通ずるものであり、当協議会としても、令和6年度において、地域福祉活動計画に設定した目標の達成に向けた活動を着実に展開し、社会福祉ニーズに対応した支援並びに新たな社会的課題や制度の狭間にいる方々に対する支援の中核を担っていかなければなりません。

令和6年度は、令和10年度までの5年間を計画期間とする第5次地域福祉活動計画の初年度となります。当地域福祉活動計画のスタートに当たり、北上市の地域福祉計画と密接な連携を図り、地域福祉活動計画の内容を市民に理解していただく必要があることから、各支部における地域福祉懇談会を開催するなど、広く計画の周知等を図り、確実に事業を実施するとともに、事業の進捗状況を管理しながら進めて参ります。

また、令和7年度から本格実施を予定している複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制となる重層的支援体制整備事業の実施についても、北上市担当部署と研究・検討を行って対応して参ります。

さらには、厳しい財政環境に対応した財務改善に引続き取り組みつつ、安定的な財政基盤の確立に取り組んで参ります。

このほか、令和6年度は、若い世代や福祉関係者以外の方々との懇談会を拡充するため新たな団体とも懇談会を実施するほか、昨年初めて開催した福祉教育等の関係者との懇談会を発展させて、連絡会を開催して参ります。また、北上市社会福祉法人連絡会が継続試行実施する買物支援事業に連携して取り組みます。

その他、本年度の事業の計画に当たっては、地域福祉活動計画に掲げる次の5つの重点項目

- 1 属性や年齢を問わない、相談を断らず受け止める体制づくり
- 2 社会とのつながりを作るための支援
- 3 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- 4 担い手の確保、育成するための仕組みづくり
- 5 複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築に向けた、市や関係機関との連携した取組みの推進

に積極的に取り組んで参ります。

事業の実施に当たっては、市民、自治会、ボランティア、企業、行政、民生委員・児童委員、福祉協力員並びに福祉、医療、保健の関係者の方々のほか、北上市社会福祉法人連絡会と、密接な連携を図り、地域福祉活動計画に掲げる次の5つの視点

- 1 お互い様の気持ちをもって
- 2 その人らしく安心して暮らす
- 3 孤立しないようにつなげる
- 4 より良いサービスを
- 5 市民・地域とともにある社協

を大切にし、各般の事業に取り組んで参ります。